

議案第16号

愛西市道路占用料条例の一部改正について

愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第16号

愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例

愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第7条第8号」を「第7条第11号」に改める。

別表令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次の2項を加える。

令第7条第2号に掲げる 工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
令第7条第3号に掲げる 施設		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改める。

別表令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物の項を次のように改める。

令第7条第11号に掲げる 応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額

別表令第7条第9号に掲げる器具の項中「第7条第9号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。